北海道・北東北の縄文遺跡群
保存活用推進行動計画

２０１９年１２月

縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会

北海道、青森県、岩手県、秋田県
函館市、千歳市、伊達市、森町、洞爺湖町、青森市、弘前市、八戸市、
つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市

目　次

第１章　策定の趣旨
第１節　策定の趣旨 ･･･ １
第２節　実施期間 ･･･ ３
第３節　事業の推進体制と進行管理 ･････････････････････････････････････ ４

第２章　資産の概要
第１節　資産の概要 ･･･ ６
第２節　守り、伝えるべき価値 ･･･ 13

第３章　基本方針及び施策の分類
第１節　基本方針 ･･･ 14
第２節　施策の分類 ･･･ 16

第４章　施策の展開
第１節　資産の適切な保存管理 ･･･ 17
第２節　緩衝地帯の保全 ･･･ 20
第３節　調査研究の継続 ･･･ 22
第４節　資産の価値の伝達と情報発信 ･････････････････････････････････････ 23
第５節　来訪者受入態勢の整備・強化 ･････････････････････････････････････ 26
第６節　地域社会との連携による保存・活用の推進 ･････････････････････････ 32

付表　行動計画事業一覧 ･･･ 35

第１章　策定の趣旨

第１節　策定の趣旨

「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下、縄文遺跡群という）は、日本列島北部の北海道島南部及び本州島北部に位置する 17 の考古学的遺跡で構成されており、北海道、青森県、岩手県及び秋田県に所在する。

縄文遺跡群がもつ顕著な普遍的価値を次世代に継承するためには、資産の適切な保存管理とともに、地域住民をはじめ国内外の人々に広く公開（Presentation/Interpritation）することによって、縄文遺跡群の価値や重要性について共有し、理解を深め、その保護意識を高めることが重要である。また、国、地方公共団体、地域住民、民間団体等が相互密接に連携・協働しながら、資産の保存・活用に主体的に参画することも重要である。

縄文遺跡群を構成する 17 の構成資産は、広域に点在するという地理的な特性をもつ。また、その価値を示す要素である遺構のほとんどが地下に埋蔵されているという物理的な特性もある。縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を正しく伝達するためには、このような特性を認識した上で、資産全体の共通方針のもと、17 の構成資産からなる「ひとつの資産」として、一体的に保存・活用を進めていくことが求められる。

北海道、青森県、岩手県及び秋田県並びに構成資産を所管する関係地方公共団体は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を維持・向上し、次世代へ確実に継承していくため、包括的な保存管理及び公開活用の方針を整理した『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』（以下、「包括的保存管理計画」という。）を策定した（**図１、２**）。

『「北海道・北東北の縄文遺跡群」保存活用推進行動計画』（以下、「本計画」という。）は、包括的保存管理計画に基づいて、縄文遺跡群の価値の保全と両立した公開・活用のための基本的な理念や方針を共有し、あわせてその実現のために必要な施策の方向性、具体的な取組内容等を示すものである。

図１　保存管理計画と行動計画の関係

図２　包括的保存管理計画の実施プロセス

第２節　実施期間

本計画の実施期間は、2019年度から2023年度までの５年間とする。

また、本計画の実施期間内に事業着手が困難であるものの、将来的に取組む必要があると考えられる事業については、中期（2024～2029 年度）及び長期（2030 年度以降）として位置づける。

なお、事業の実績や世界遺産登録の進展、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第３節　事業の推進体制と進行管理

事業の実施にあたっては、北海道、青森県、岩手県、秋田県並びに構成資産を所管する地方公共団体、民間団体、地域住民等が連携・協働しながら、共通認識のもとに一体となって取組む（**図３**）。

本計画全体の総合調整、進行管理、見直し等については、「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産保存活用協議会（以下、「協議会」という）が担い、事業を円滑に進める。事業の実施主体による役割分担は、以下のとおりである。

■縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会

縄文遺跡群の保存・活用に関する施策を総合的に企画・調整し、実施する。

■北海道、青森県、岩手県、秋田県

・域内に所在する構成資産の保存・活用について指導・助言・支援するほか、域内の構成資産を一体的に保存・活用するために必要な施策を企画し、実施する。

・地域住民、関連団体等が主体的に行う縄文遺跡群の保存・活用に係る活動を支援する。

■構成資産を所管する地方公共団体

・各構成資産が目指す将来像と照らし合わせながら、構成資産を保存・活用するために必要な事業を企画し、実施する。

・地域住民、関連団体等が主体的に行う縄文遺跡群の保存・活用に係る活動を支援する。

■地域住民、関連団体

関係地方公共団体や協議会が実施する縄文遺跡群の保存・活用に係る施策に協力するよう努める。

図３　行動計画の推進体制

第２章　資産の概要

第１節　資産の概要

「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集・漁労・狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程及び精神文化の発達をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

本資産は 17 の考古遺跡群で構成される。

本資産が位置する北海道・北東北は、山地、丘陵、平地、低地など変化に富んだ地形であり、内湾又は湖沼及び水量豊富な河川も形成されている。ブナ・ミズナラ・クリ・クルミなどで構成される冷温帯落葉広葉樹（北方ブナ帯）の森林が広がり、海洋では暖流と寒流とが交差することによって豊かな漁場が生まれ、サケ又はマスなどの回遊魚が遡上する、北東アジアの中で恵まれた環境にあった。人々は、この環境のもとで育まれた森林資源や水産資源を管理しながら利用し、食料を安定的に確保するとともに、１万５千年前には土器を使用して、定住を開始した。その後、１万年以上にわたって農耕文化に移行することなく、気候の温暖化や寒冷化及びそれらに伴う海進・海退または食料資源の変容、又は火山噴火といった環境の変化に適応しながら、採集・漁労・狩猟を基盤とした生活が継続した。

先史時代のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻かつ複雑な精神世界を構築したことが考古学的に明らかになっている。楕円形や円形に地面を掘削し死者を埋葬する土坑墓は、しばしば特定の場所に集中して墓域を形成する。屈葬や伸展葬で埋葬された死者には、櫛や腕輪などの漆製品、滑石・コハク・ヒスイ製の玉、赤く彩色した土製の装身具など豊富な副葬品が伴う。貝塚や盛土などの捨て場もまた、祭祀施設としての機能を有する。貝などの生活廃棄物のほかに人骨、獣骨、焼土、意図的に破壊した土器や石器、母性を表現した土偶も出土しており、祖先崇拝・自然崇拝に関わる何らかの祭祀・儀礼を行っていたと考えられる。

この地域の人々が構築した精神世界をもっとも端的に表すのが、複雑に組み合わせた組石を円環上に配置した環状列石である。環状列石には単数のもの、複数のもの、二重のものなど様々な形態があり、組石直下に土坑墓を設けるものもある。中には太陽の運行と周辺地形又は列石そのものとの配置を意識して構築されたものもあり、自然の豊穣への祈念や互いの紐帯の確認などが行われた。また、盛土は、長期間にわたり土器や石器、土偶など多様な土製品・石製品が土砂とともに埋納されたものであり、世代を越えて祭祀・儀礼が行われていたことも重要である。

土器の出現とともに定住が始まり、居住地が形成されると、やがて集落では居住域と墓域との分離が明確になるなど機能の分化が起きた。温暖な気候が続く中、祭祀場・捨て場・貯蔵穴といった施設を備え、周辺の小規模集落とは明確に異なる拠点集落が出現した。

その後、中でも祭祀・儀礼に特化した空間や施設が発達する。気候の寒冷化とともに集落の

小規模化･分散化が進むと､集落外に複数の集落が共同して営む墓地及び祭祀場が形成される。さらには複数の集落によって維持・管理される共同墓地が祭祀場と分離して形成され、集落間の紐帯として機能した。このように、１万年以上継続した生活の中で、人々は気候変動や社会の在り方に応じて集落の立地又は構造を変化させ、それぞれの場所に応じた多様な生業を展開した。

こうした狩猟・採集による定住社会における集落構造の変遷について物証をもって確認することができるのは、本資産をおいて他にはない。

このように、本資産は北東アジアにおける農耕以前の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化とを示す物証として顕著な普遍的価値を持つ。

※縄文遺跡群は、世界遺産一覧表への記載のための評価基準のうち、評価基準（iii）及び（ｖ）に適用するものとして登録を目指している。

評価基準（iii） **現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。**

評価基準（iii）の適用

本資産は、長期間継続した採集・漁労・狩猟を基盤とした世界的にも稀な定住社会の証左であり、そこでは精緻で複雑な精神文化が育まれた。

先史時代の人々は、豊かな森林資源や水産資源を持続的に管理することによって採集・漁労・狩猟を基盤とし、約１万５千年前には土器を使用することによって定住を開始した。その後１万年以上にわたって、農耕に移行することなく集落を発展・成熟させた。この間、海進・海退をはじめ様々な気候変動や環境の変化、大規模な火山活動等があったものの、これらの変化に巧みに適応することができたため、この地域における人間の生活が消滅することはなかった。冷温帯広葉樹林（北方ブナ帯）が平野部まで広がるこの地域は，堅果類をはじめとして豊富な森林資源を得ることができた。また、暖流と寒流とが交わる地域でもあり、多様な水産資源も獲得できた。本資産は、季節変動又は気候変動に応じて巧みに食料の確保の方法や手段を変えてきたことが考古学的に明らかとなっている貴重な例である。

また、先史時代のごく初期から、人々が生活を営む中で精緻で複雑な精神世界を構築したことが考古学的に明らかになっている。墓はその典型例の一つであり、先祖を追慕・崇敬する祖先崇拝の証左である。楕円形や円形に地面を掘削し死者を埋葬する土坑墓は、しばしば特定の場所に集中して墓域を形成する。屈葬や伸展葬で埋葬された死者には、櫛や腕輪などの漆製品、滑石・コハク・ヒスイ製の玉、赤く彩色した土製の玉や装身具など豊富な副葬品が伴う。貝塚や盛土などの捨て場もまた、貝などの生活廃棄物の他に人骨、獣骨、意図的に破壊した土器や石器、母性を表現した土偶も出土しており、祭祀施設としての機能を有していたと考えられる。この地域の人々が構築した精神世界をもっとも端的に表すのが、複雑に組み合わせた組石を円環上に配置した環状列石である。環状列石には単数のもの、複数のもの、多重のものなど様々な形式があり、組石直下に土坑墓を設けるものもある。中には太陽の運行と周辺地形又は列石そのものとの配置を意識して構築されたものもあり、当時の人々の世界観をうかがい知ることができる。このような独特の精神世界と関わる施設を通じて、豊穣への祈念や人々の互いの紐帯の確認などが行われたと考えられる。

本資産は、こうした遺構と遺物とによって、採集・漁労・狩猟を生業の基盤とする人々が構築した精緻で複雑な精神世界を発展させたことを説明できる稀有な例である。

評価基準（ｖ）
あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）

評価基準（ｖ）の適用

本資産は、長期間にわたり継続した採集・漁労・狩猟文化における定住の開始、発展、成熟の過程を示す稀有な物証である。人々は農耕文化に見られるように土地を大きく改変することなく、多様な立地に適応して多様な生業を成立させることによって、長期にわたる採集・漁労・狩猟生活を継続した。

集落は生活の拠点であり、その立地環境は生業と密接に関わるとともに、当時の人々の世界観が強く反映していたものと推測される。食料を安定的に確保するため、サケが遡上し、捕獲できる河川の近くや汽水性の貝類を得やすい干潟近く、あるいはブナやクリが群生する地など集落の選地には多様性が見られ、それぞれの立地に応じて食料を獲得するための技術や道具類も発達した。海進期には高い丘陵地に、海退期には食料を得やすい海岸近くに集落を営むなど、気候変動による海水面の変化にも対応しつつ、サケ・マス・シジミ・ハマグリに代表される豊富な水産資源や、シカ・イノシシ・クリ・クルミといった豊かな森林資源を利用することによって、採集・狩猟・漁労の生活を長期間継続することができた。

本資産は、北東アジアで最古の土器が出土した遺跡を構成資産として含む。重くて壊れやすいため持ち運びに適さない土器の使用は、人々が定住を開始したことを示す。当初の居住地は食料資源及び石器の原料が得やすい河岸段丘上の高台に立地した（ステージⅠａ）。温暖化に伴って冷温帯落葉広葉樹林（北方ブナ帯）が充実すると、食料資源が安定化し集落数が増加するとともに，集落内の機能が分離するようになった。この頃の集落は、海進の影響を直接的に受けない高段上に立地する（ステージⅠｂ）。

気候が安定化すると、集落の中には多様な施設を持つ拠点集落が現れ、大規模化するものも見られるようになる。拠点集落は海岸部、湖沼地帯、河川域など、一定の地域の集落の中核をなしている（ステージⅡａ）。また、時代が進むと集落構造に大きな変化はないものの、拠点集落内で配石遺構や盛土といった祭祀場が発達するようになる（ステージⅡｂ）。

寒冷化により集落が小規模・分散化すると、地域社会の紐帯を強めるため複数の集落が共同で営む祭祀場が集落外に出現するとともに、集落はこれまで利用が少なかった丘陵や山地にも進出するようになる（ステージⅢａ）。さらに、共通の信仰や祭祀・儀礼の拠点となる大規模施設を共同で構築することが継続するものの、多様な祭祀・儀礼の中でも葬送については墓地が独立して集落外に形成されるようになる（ステージⅢｂ）。

本資産は、気候変動への適応の仕方、又は集落の立地や土地利用の在り方の発展を集落構造の変遷を通じて示している稀有な資産である。

図４　「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産位置図

表１　構成資産の一覧

No.	構成資産	種別		位置	資産面積（ha）	緩衝地帯面積（ha）	所在地（日本国）
		世界遺産条約上の種別	文化財保護法上の種別				
001	大平山元遺跡（おおだいやまもといせき）	遺跡	史跡	N41°03′56″ E140°33′08″	0.7	49.1	青森県 外ヶ浜町
002	垣ノ島遺跡（かきのしまいせき）	遺跡	史跡	N41°55′45″ E140°56′54″	7.6	53.5	北海道 函館市
003	北黄金貝塚（きたこがねかいづか）	遺跡	史跡	N42°24′08″ E140°54′42″	14.4	32.0	北海道 伊達市
004	田小屋野貝塚（たごやのかいづか）	遺跡	史跡	N40°53′16″ E140°20′16″	6.3	261.5 （注１）	青森県 つがる市
005	二ツ森貝塚（ふたつもりかいづか）	遺跡	史跡	N40°44′55″ E141°13′45″	4.3	41.9	青森県 七戸町
006	三内丸山遺跡（さんないまるやまいせき）	遺跡	特別史跡	N40°48′37″ E140°41′56″	23.5	69.7	青森県 青森市
007	大船遺跡（おおふねいせき）	遺跡	史跡	N41°57′27″ E140°55′30″	3.5	18.3	北海道 函館市
008	御所野遺跡（ごしょのいせき）	遺跡	史跡	N40°11′53″ E141°18′21″	5.5	65.5	岩手県 一戸町
009	入江貝塚（いりえかいづか）	遺跡	史跡	N42°32′34″ E140°46′31	2.4	34.0 （注２）	北海道 洞爺湖町
010	小牧野遺跡（こまきのいせき）	遺跡	史跡	N40°44′15″ E140°43′40″	8.8	26.9	青森県 青森市
011	伊勢堂岱遺跡（いせどうたいいせき）	遺跡	史跡	N40°12′11″ E140°20′48″	15.6	108.8	秋田県 北秋田市
012	大湯環状列石（おおゆかんじょうれっせき）	遺跡	特別史跡	N40°16′17″ E140°48′16″	15.7	37.0	秋田県 鹿角市
013	キウス周堤墓群（しゅうていぼぐん）	遺跡	史跡	N42°53′12″ E141°43′00″	10.9	22.9	北海道 千歳市
014	大森勝山遺跡（おおもりかつやまいせき）	遺跡	史跡	N40°41′56″ E140°21′30″	8.5	115.3	青森県 弘前市
015	高砂貝塚（たかさごかいづか）	遺跡	史跡	N42°32′48″ E140°46′11	2.8	34.0 （注２）	北海道 洞爺湖町
016	亀ヶ岡石器時代遺跡（かめがおかせっきじだいいせき）	遺跡	史跡	N40°53′02″ E140°20′12″	10.1	261.5 （注１）	青森県 つがる市
017	是川石器時代遺跡（これかわせっきじだいいせき）	遺跡	史跡	N40°28′25″ E141°29′27″	1.3	48.4	青森県 八戸市

（注１）004 田小屋野貝塚と 016 亀ヶ岡石器時代遺跡は近接するため、一体で緩衝地帯を設定している。

（注２）009 入江貝塚と 015 高砂貝塚は近接するため、一体で緩衝地帯を設定している。

表２　資産の顕著な普遍的価値への構成資産の貢献

No.	構成資産	構成資産の価値
001	大平山元遺跡	土器を使用した定住の開始を示す集落遺跡
002	垣ノ島遺跡	居住域・墓域の分離など集落内の機能分化の開始を示す集落遺跡
003	北黄金貝塚	多様な遺構群で構成され豊富な貝類・魚骨・海獣骨が出土する拠点集落の出現を示す集落遺跡
004	田小屋野貝塚	居住域・墓域・貯蔵施設・捨て場など、この時期の典型的な構造を示す集落遺跡
005	二ツ森貝塚	海水性及び汽水性の貝塚が環境の変化を示す集落遺跡
006	三内丸山遺跡	多様な施設で構成される大規模な拠点集落で、祭祀場の発達が顕著な集落遺跡
007	大船遺跡	大規模な盛土遺構といった祭祀場が顕著に発達した拠点集落の遺跡
008	御所野遺跡	豊富な堅果類など森林資源に恵まれ、盛土など発達した祭祀場を伴う拠点集落
009	入江貝塚	多数の墓と貝塚が検出された集落遺跡
010	小牧野遺跡	複雑な配石構造を持つ単独の環状列石を伴う祭祀遺跡
011	伊勢堂岱遺跡	４つの環状列石が集中し多量の祭祀具が出土した祭祀遺跡
012	大湯環状列石	規則的な構造を示す２つの環状列石で、広域にわたる複数の集落によって形成された典型的な祭祀遺跡
013	キウス周堤墓群	高い土手で囲まれた円形の墓が集中する特異な集団墓地の遺跡
014	大森勝山遺跡	墓域が分離することによって精神文化の変容を示す大規模な環状列石
015	高砂貝塚	貝類・魚類・海生哺乳類などの水産資源に恵まれた共同墓地の遺跡
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	芸術性豊かな土偶や多彩な副葬品が出土した大規模な共同墓地の遺跡
017	是川石器時代遺跡	竪穴建物・土坑墓・水場・捨て場などの多様な遺構を伴う集落遺跡

図５　顕著な普遍的価値と構成資産の関係

第２節　守り、伝えるべき価値

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を確実に保全するとともに、その活用を図ることによって、より多くの人々とその価値を共有し、その保護意識を向上させるため、「本資産の基本的な価値＝守り、伝えるべき価値」と「価値を構成するもの＝将来にわたって保全するもの」を、以下のとおり示す。

本資産の基本的な価値＝守り、伝えるべき価値

◎北東アジアにおける農耕文化以前の人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化を示す物証

価値ａ　自然資源を巧く利用した生活の在り方を示すこと

価値ｂ　祭祀・儀礼を通じた精緻で複雑な精神性を示すこと

価値ｃ　集落の立地と生業との関係が多様であること

価値ｄ　集落形態の変遷を示すこと

価値を構成するもの＝将来にわたって保全するもの

〇土地に刻まれた**遺構**

〇遺構と不可分な関係性を持つ**遺物**

〇さまざまな施設から構成された**集落**、**共同祭祀場**、**共同墓地**

〇構成資産が立地する山地、丘陵、平地、低地などの変化に富んだ**地形**

〇地下に埋蔵された遺構や遺物の保存に寄与する**水源**、**水脈等**

〇豊かな森林資源や水産資源をもたらした構成資産の**周辺環境（植生、海、湖沼、河川等）**

〇当時の自然観や精神文化と関係性をもつ**遠方の山**

第３章　基本方針及び施策の分類

第１節　基本方針

縄文遺跡群が持つ顕著な普遍的価値を保護し、保全し、整備活用し、確実に次世代へ継承するため、世界遺産条約及び世界遺産条約履行のための戦略的目標等を踏まえ、以下の４つの方針を設定する。

方針１　価値を守り、保ち、高める

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を適切に保護・保全し、価値の維持・向上を図る。

方針２　価値をわかりやすく、広く伝える

縄文遺跡群の価値や意義を国内外のさまざまな人々に伝え、価値を共有する。

方針３　安心・安全、快適に構成資産を訪れる

国内外のさまざまな人々が広域に点在する構成資産を安心・安全、快適に訪れ、縄文遺跡群の価値をより深く理解するための受入態勢・受入環境を整える。

方針４　地域全体で価値を共有し、育む

行政、地域住民、民間団体等が連携しながら、地域全体で資産の保存・活用を行い、価値を共有し、育んでいく。

【参考】

世界遺産条約（抜粋）

第４条

各締約国は、第１条及び第２条に規定する文化及び自然の遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備活用し及びきたるべき世代へ伝承することを確保することが本来自国に課された義務であることを認識する。

第５条

締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとられることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとって適当な場合には、次のことを行うよう努める。

(a) 文化及び自然の遺産に対し社会生活における役割を与えること並びにこの遺産の保護を総合計画の中に組み入れることを目的とする一般的方針を採択する。

(b) 文化及び自然の遺産の保護、保存及び整備活用のための機関が設置されていない場合には、妥当な職員体制を備え、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する機関を１又は２以上自国の領域内に設置する。

(c) 科学的及び技術的な研究及び調査を発展させ、かつ、自国の文化又は自然の遺産を脅かす危険に対処するための実施方法を作成する。

(d) 文化及び自然の遺産の認定、保護、保存、整備活用及び機能回復に必要な法的、科学的、技術的、行政的及び財政的措置をとる。

(e) 文化及び自然の遺産の保護、保存及び整備活用の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は拡充を促進し、及びこれらの分野における科学的研究を奨励する。

第 27 条

１　締約国は、あらゆる適当な手段を用いて、特に教育及び情報を通じて、第１条及び第２条に規定する文化及び自然の遺産に対する自国民の認識及び尊重の念を強化するように努力する。

２　締約国は、文化及び自然の遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く大衆に周知させることを約束する。

世界遺産条約履行のための戦略的目標のなかの「５つのＣ」

Credibility（世界遺産リストの信頼性）：顕著な普遍的価値をもつ文化遺産・自然遺産の代表として、かつ地理的にもバランスをとれた証拠として、世界遺産リストの信頼性を高める。

Conservation（世界遺産の保全）：世界遺産の有効な保全を確保する。

Capacity-building（人材育成）：世界遺産条約や関連する国際合意への理解と履行における、効果的な人材育成の手段を推進する。

Communication（普及啓発）：世界遺産の普及啓発活動を通じて、多くの人々の意識に働きかけ、参画や支援を促す。

Communities（地域社会）：世界遺産条約の履行における、コミュニティの果たすべき役割を拡大させる。

第２節　施策の分類

４つの基本方針に基づき、以下のとおり縄文遺跡群の保存・活用に向けた施策を分類する（図６）。

図６　施策の分類

第４章　施策の展開

第１節　資産の適切な保存管理

１　現状と課題

●縄文遺跡群を構成する17の構成資産は、文化財保護法に規定された史跡・特別史跡であり、国の指導・助言のもと管理を所管する地方公共団体によって、適切に保護・管理されている。

●縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を低下させることのないよう、その価値を伝える属性・要素を適切かつ長期にわたって保存管理及び維持管理する必要がある。

●発掘調査により出土した土器、土偶などの遺物についても、顕著な普遍的価値を伝達する貴重な情報源であるため、適切に保存・活用を行うことが重要である。

●縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を確実に継承するため、資産及び緩衝地帯の関係行政機関、地域住民、関係団体等が連携しながら、資産を保全していくことが必要である。

●文化財の保存・管理技術をもつ専門職員を適切に配置するとともに、関係者のトレーニング等を行うことにより、資産の保存管理に関する能力開発を行うことが必要である。

表３　構成資産の保存管理の現状

No.	構成資産名	公有地化率(%)	資産内の現代的要素	構成資産の保存管理体制
001	大平山元遺跡	71.4%	電柱等	外ヶ浜町景観審議会
002	垣ノ島遺跡	100%		函館市縄文遺跡群保存活用協議会
003	北黄金貝塚	100%	道路・電波塔・電柱	（仮）北黄金貝塚保存管理協議会
004	田小屋野貝塚	45%	住宅	つがる市遺跡整備計画策定委員会
005	二ツ森貝塚	100%	道路	二ツ森貝塚保存管理活用連絡協議会
006	三内丸山遺跡	100%	仮設建物	三内丸山遺跡保存活用推進協議会
007	大船遺跡	100%	墓地	函館市縄文遺跡群保存活用協議会
008	御所野遺跡	100%		一戸町景観審議会
009	入江貝塚	100%	保育所・遊具・電柱等	入江・高砂貝塚保存活用協議会
010	小牧野遺跡	77.7%		青森市「縄文遺跡」世界遺産保存活用連絡会議
011	伊勢堂岱遺跡	100%		伊勢堂岱遺跡景観審議会
012	大湯環状列石	100%	道路・電柱	（仮）大湯環状列石庁内連絡会議
013	キウス周堤墓群	50.6%	道路	キウス周堤墓群保存活用連絡会議
014	大森勝山遺跡	99.8%		史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議
015	高砂貝塚	100%		入江・高砂貝塚保存活用協議会
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	35%	住宅	つがる市遺跡整備計画策定委員会
017	是川石器時代遺跡	100%	公共建物	是川石器時代遺跡保存活用連絡会議

２　施策の方向性と対応策

（１）資産の一体的な保存管理

包括的保存管理計画に基づき、北海道・青森県・岩手県・秋田県及び関係地方公共団体が連携しながら、一体的に資産を保存管理する。

①　資産の包括的保存管理体制の円滑な運用

包括的保存管理計画に基づき、縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会が関係地方公共団体、地域住民、民間団体等と密接に連携しながら、資産の一体的な保存管理を行う。

②　資産の保存・活用の中核拠点の整備

資産の包括的な保存管理機能を担うとともに、資産の調査研究、資産及び構成資産の価値伝達、情報発信、保護意識の醸成、人材育成等の機能を統括し、広域に点在する構成資産への来訪促進・誘導を図るための中核的な拠点「縄文世界遺産センター（仮称）」の設置を検討する。

（２）構成資産の適切な保存管理

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を損なわないよう、各構成資産の保存管理計画等に基づき、適切な保存管理を行う。

①　文化財保護法による構成資産の法的保護

許可制による現状変更、き損の状況を把握し、良好な状態で構成資産を保存するとともに、適切に遺構・遺物の保存管理を行う。

②　遺構・遺物の適切な保存管理

顕著な普遍的価値に貢献する要素及び密接に関わる要素の特性や公開方法等に応じて、資産の価値を損なうことのないよう適切に保存管理を行う。

③　公有地化の推進

資産の真実性・完全性の維持・向上を図るため、構成資産の範囲にある民有地の公有地化を推進する。

④　構成資産の真実性・完全性の維持・向上

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値に関わらない現代的工作物（道路、建物等）の移設・撤去、資産の保護に悪影響を及ぼす可能性のある樹木等の伐採・撤去、資産価値への理解を妨げる現代的要素の修景・遮蔽等を進める。

⑤　防火・防災対策及び災害対応

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼさないよう、防火・防災対策を行うとともに、風水害・地震等の災害発生後には被害状況を速やかに把握し、必要に応じて応急処置等を行う。

⑥　遺産影響評価の実施

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼさないよう、構成資産で行われる整備等事業について遺産影響評価を実施する。

⑦　各構成資産の保存活用協議会の設置・運用

構成資産及び周辺環境を適切に保存・保全するため、各構成資産において保存活用協議会等を設置し、運用する。

（３）能力開発（Capacity Building）及び保護意識の醸成

関係地方公共団体、地域住民、民間団体等が相互密接に連携しながら、資産の保存・活用を担う人材育成及び能力開発を行うための体制を整備し、保護意識の醸成を図る。

①　人材育成及び能力開発

資産の顕著な普遍的価値を次世代に確実に継承するため、資産の保護に関する研修会・学習会等を通じて、職員・地域住民等の人材育成及び能力開発に取組む。

②　資産に対する保護意識の醸成

資産の保全活動等を通じて、地域住民等の保護意識の醸成を図る。

第２節　緩衝地帯の保全

１　現状と課題

●縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を持続的に保護するため、構成資産ごとに必要不可欠な範囲を緩衝地帯として設定している。

●緩衝地帯では、景観法及び同法に基づく条例をはじめとする関係法令等によって、開発行為等を規制し、望ましい景観に誘導している。

●緩衝地帯における開発行為等をコントロールするため、構成資産が所在する地方公共団体毎の景観計画の策定・充実を図るなど、保全に必要な措置を講じる必要がある。

●近年、再生エネルギー利用促進の観点から増加しつつある太陽光発電設備や風力発電設備等について、縄文遺跡群の顕著な普遍的価値に負の影響が及ばないよう適切にコントロールする必要がある。

●構成資産及びその周辺では地域住民の生活や生業が継続し、住民の理解と協力のもとで構成資産が保全されてきたという経緯を踏まえ、緩衝地帯内外における開発圧力への対策の検討にあたっては、地域社会との合意形成に十分留意する必要がある。

●縄文遺跡群の顕著な普遍的価値の保全に対する社会全体の機運醸成を図ることが重要である。

表４　緩衝地帯の景観保全の現状

No.	構成資産名	現行の景観条例	施行予定の景観条例	施行時期
001	大平山元遺跡	青森県景観条例	外ヶ浜町景観条例	2020 年
002	垣ノ島遺跡	函館市景観条例	函館市景観条例（改定）	2020 年
003	北黄金貝塚	北海道景観条例	伊達市景観条例	2020 年
004	田小屋野貝塚	青森県景観条例	つがる市景観条例	2020 年
005	二ツ森貝塚	青森県景観条例	七戸町景観条例	2020 年
006	三内丸山遺跡	青森市景観条例	青森市景観条例（改定）	2020 年
007	大船遺跡	函館市景観条例	函館市景観条例（改定）	2020 年
008	御所野遺跡	一戸町景観条例	一戸町景観条例（改定）	2019 年
009	入江貝塚	北海道景観条例	洞爺湖町景観条例	2020 年
010	小牧野遺跡	青森市景観条例	青森市景観条例	2020 年
011	伊勢堂岱遺跡	北秋田市伊勢堂岱景観条例	北秋田市景観条例	2020 年
012	大湯環状列石	－	鹿角市景観条例	2020 年
013	キウス周堤墓群	北海道景観条例	千歳市景観条例	2022 年
014	大森勝山遺跡	弘前市景観条例	弘前市景観条例（改定）	2020 年
015	高砂貝塚	北海道景観条例	洞爺湖町景観条例	2020 年
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	青森県景観条例	つがる市景観条例	2020 年
017	是川石器時代遺跡	八戸市景観条例	八戸市景観条例（改定）	2020 年

２　施策の方向性と対応策

（１）開発行為等の制御

緩衝地帯及びその外側（以下、「緩衝地帯等」という。）で行われる開発行為等を制御し、資産及び周辺環境への負の影響を未然に防止する。

①　緩衝地帯等における開発行為の適切な誘導

景観法をはじめとする各種法令等に基づき、緩衝地帯等における開発行為等を適切に規制、誘導し、資産の価値への負の影響を防止する。

②　遺産影響評価の実施

縄文遺跡群保存活用協議会を中心としながら、関係行政機関の相互連携の下、構成資産周辺で行われる開発行為等の情報を把握し、資産への負の影響を未然に防止する遺産影響評価の体制を構築し、運用する。

（２）構成資産周辺の景観保全

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値に寄与する周辺景観の維持・向上を図る。

①　市町の景観計画の策定・充実

構成資産周辺の良好な景観形成のため、構成資産を所管する地方公共団体による景観計画及び景観条例の策定・充実を図るとともに、計画等策定後は開発行為等を適切に規制・誘導する。

②　景観阻害要素の緩和・除去

構成資産の内外からみた眺望に負の影響を及ぼす現代的要素（道路、工作物、屋外広告物等）については、所有者等の理解と協力を得ながら、修繕・移設・撤去、周辺の景観に配慮した修景等を推進する。

③　構成資産周囲の植生の維持・向上

顕著な普遍的価値に貢献する要素となる地形及び遺構の保全を前提とし、地権者の理解と協力を得ながら、縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を理解するのに適した樹木・植生の維持・向上に努める。

（３）構成資産の周辺環境の保全に関する意識醸成

地域住民、民間団体、事業者等に対し、緩衝地帯等の保全について周知し、構成資産の周辺環境の保護意識の醸成を図る。

第３節　調査研究の継続

１　現状と課題

●縄文遺跡群の価値への理解を深め、その完全性と真実性を維持・向上するため、多角的な視点から資産及び構成資産の調査研究を継続的に実施する必要がある。

●資産を適切に保存・保全するため、定期的かつ体系的に経過観察を行うことが必要である。

●今後、増加が予想される観光圧力に対応するため、来訪者に関する調査も継続的に実施し、来訪者管理に活かす必要がある。

２　施策の方向性と対応策

（１）資産に関する調査研究

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を維持・向上させるため、調査研究体制の充実を図るとともに、発掘調査や自然科学分析など、資産及び構成資産に関する考古学的な調査研究を継続し、その成果を資産及び構成資産の保存管理及び整備公開に活用する。

（２）関連文化財の調査研究

構成資産に関連する文化財や文献、その他保存・活用に必要な調査研究を行い、資産の保存管理及び整備等に活用する。

（３）来訪者に関する調査

来訪者による構成資産の保全への影響、来訪者数、来訪者の行動観察や満足度等に関する調査を行い、資産の保存管理に活用する。

（４）経過観察（モニタリング）の実施

顕著な普遍的価値に与える負の影響について、様々な角度から検討し、その原因の可能性のある諸要素について確実に把握するとともに、それらについて定期的かつ体系的に経過観察を実施する。

第４節　資産の価値の伝達と情報発信

１　現状と課題

●解説板、遺構の規模や構造を平面的・立体的に表示した工作物、ガイダンス施設における出土品展示、体験プログラムなど、さまざまな手法を用いて縄文遺跡群の顕著な普遍的価値が伝達されている。

●ホームページ、プロモーションビデオ、パンフレット等を作成・活用するなど、縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や構成資産の役割等について情報発信が行われている。

●各構成資産の整備計画等で示された方向性を維持しながらも、縄文遺跡群の顕著な普遍的価値にも十分留意した上で、資産及び構成資産の価値や魅力を伝達することが必要である。

●来訪者が縄文遺跡群の顕著な普遍的価値への理解を深めるため、解説ガイドの養成や体験プログラムの充実等が必要である。

●近年、増加しつつある外国人観光客をはじめとする国内外の来訪者に対して、分かりやすく価値を伝達する多言語化などの取組みを進めていくことが必要である。

２　施策の方向性と対応策

（１）資産の顕著な普遍的価値の伝達

資産全体の顕著な普遍的価値や構成資産の価値への貢献、地下に埋蔵され価値や内容等について、国内外の様々な人々にわかりやすく、正しく伝達する。

①　縄文遺跡群共通サインの設置

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や各構成資産の役割、構成資産相互の関係等について来訪者に伝達するため、全ての構成資産において共通の説明板（以下、「縄文遺跡群共通サイン」という）を設置する。

図７　縄文遺跡群共通サインのイメージ

②　整備計画等に基づく計画的な整備の実施

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や各構成資産の価値への貢献についても考慮した上で、各構成資産の整備計画等に基づき計画的に整備を実施する。

③　ガイダンス施設等の整備・充実

国内外の人々が縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や意義、構成資産の価値や内容等に触れ、理解の促進を図るため、ガイダンス施設の整備・充実を図る。また、各構成資産のガイダンス施設の相互連携を図り、機能の充実を図る。

④　発掘調査現場の公開

来訪者へ縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を正しく伝達するため、発掘調査を実施する場合には、発掘調査現場を公開するなど、調査成果の伝達に努める。

⑤　出土品の展示・公開の推進

ガイダンス施設において縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を伝達する貴重な情報源である出土品の展示・公開を推進する。

⑥　世界遺産ガイドの養成

縄文遺跡群の価値を正しく伝達するため、関係地方公共団体の連携しながら、地域に根ざした人材をガイドとして養成し、来訪者の資産価値の理解を促進する。

⑦　体験プログラムの充実

資産及び構成資産の価値への理解を深めるため、体験型・参加型のプログラムの充実を図る。

⑧　デジタル技術を活用した遺跡空間表現の充実

拡張現実（AR）や仮想現実（VR）などのデジタル技術の活用を図り、資産及び構成資産の価値や内容、資産が機能した当時の様子について、視覚的に来訪者に情報提供する。

（２）資産の顕著な普遍的価値の総合的な情報発信

国内外の子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、それぞれの目的に応じて縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や意義について理解を深めることができるよう、多様な媒体を通じて総合的に情報発信する。

① ホームページ等の充実

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や構成資産の価値への貢献、構成資産へのアクセス、解説ガイド、イベント案内等の各種情報について、国内外へ幅広く情報発信するため、公式ホームページや SNS、スマートフォンやタブレット端末に対応したアプリ等の充実を図る。

② ガイドブック等の作成・活用

国内外の幅広い年齢層の人々に対して縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や構成資産の内容等についての理解促進を図るため、多言語によるパンフレットやガイドブック、映像等を活用して情報提供を行う。

③ 価値の普及啓発のためのイベントの開催

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値や魅力、構成資産の調査研究の成果等について普及啓発及び理解増進を図るため、講演会やシンポジウム、縄文まつりなどの各種イベントを開催する。

図８　北海道・北東北の縄文遺跡群ホームページ
（https://jomon-japan.jp/en/）

第５節　来訪者受入態勢の整備・強化

１　現状と課題

●国内外からの来訪者が安心・安全、快適に構成資産を訪れ、見学するため、アクセス道路や駐車場・便益施設の整備、構成資産内やガイダンス施設等のバリアフリー化など、来訪者の受入環境の整備・充実が必要である。

●国内外の来訪者が年齢・言語等に関係なく、縄文遺跡群の価値を理解できるよう、解説板等の多言語対応、ICT の利活用（二次元バーコード、拡張現実（AR; Augmented Reality）、仮想現実（VR; Virtual Reality）等）、ガイダンス施設や構成資産範囲内における通信環境（Wi-Fi 等）の整備など、来訪者の受入態勢の充実が必要である。

●縄文遺跡群の価値を正しく伝達するため、広域に点在する構成資産への来訪を促すことが必要である。

●来訪者の増加等が資産や地域住民の日常生活に負の影響を与えることがないよう、継続的に来訪者数の調査・予測を行い、適切な来訪者管理を行う必要がある。

図９　構成資産の位置と交通路

表５　受入態勢・受入環境の現状（2019 年 11 月現在）

No.	構成資産名	１日当たりの物理的収容力(注1)	駐車場(注2)		トイレ(注3)	ICT 活用(注4)		多言語対応	
			一般	大型バス		アプリ等	通信環境	解説板	遺跡ガイド
001	大平山元遺跡	500	3	1	5				
002	垣ノ島遺跡	3,600	35	5	13 (2)		✔	✔	
003	北黄金貝塚	2,300	5	9	8 (1)		✔	✔	
004	田小屋野貝塚	1,100	5	1	5 (1)				
005	二ツ森貝塚	200	5	2	2				
006	三内丸山遺跡	14,000	480	28	88 (6)	✔	✔	✔	✔
007	大船遺跡	2,000	10	5	4 (1)			✔	
008	御所野遺跡	1,600	100	5	33 (2)	✔	✔	✔	✔
009	入江貝塚	1,400	33	7	6 (2)				
010	小牧野遺跡	1,600	134	2	17 (3)	✔	✔	✔	✔
011	伊勢堂岱遺跡	2,900	118	6	14 (1)	✔	✔	✔	
012	大湯環状列石	1,700	72	4	12 (1)				
013	キウス周堤墓群	900	0	3	2				
014	大森勝山遺跡	1,000	40	0	0				
015	高砂貝塚	No.009 に合算	33	7	6 (2)				
016	亀ヶ岡石器時代遺跡	No.004 に合算	5	1	5 (1)				
017	是川石器時代遺跡	2,400	120	7	24(3)		✔	✔	

（注１）物理的収容力は、来訪者の多くが自動車又はバス利用であることを考慮し、駐車場台数（普通車・大型バス）、路線バスの停車本数、平均滞留時間をもとに試算した収容可能人数。なお、構成資産とガイダンス施設が隣接し、駐車場を共有する場合には、構成資産とガイダンス施設の両方をあわせた見学時間を平均滞留時間と見なして算出。

（注２）ガイダンス施設が構成資産に隣接・近接する場合、その台数も含む。

（注３）ガイダンス施設が構成資産に隣接・近接する場合、その便器数も含む。（ ）内の数値は、乳幼児連れや障害者等が利用する機能を付加したトイレの数。

（注４）構成資産に隣接・近接するガイダンス施設にある場合も含む。なお、「アプリ等」とは、スマートフォンやタブレット端末を用いて縄文遺跡群の詳細な情報を入手するもので、解説板への二次元バーコード（QR コード等）の表示等を含む。「通信環境」は、公衆無線 LAN（Wi-Fi 等）をいう。

２　施策の方向性と対応策

（１）来訪者のニーズに応じた受入態勢・受入環境の整備・充実

国内外の来訪者が年齢・言語等に関係なく、安心・安全かつ快適に構成資産を訪問・見学し、保護意識を高め、再来訪を意図するよう、必要な受入態勢・受入環境の整備・充実を図る。

①　来訪者の受入環境の整備・強化

来訪者が安全・快適に構成資産に来訪できるよう、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した駐車場や便益施設（トイレ・休憩施設等）の整備、構成資産及びガイダンス施設における ICT の利活用（アプリ、AR、VR 等）、通信環境（Wi-Fi 等）の充実など、受入環境を整備・強化する。

②　来訪者動線の整備・充実

国内外の来訪者が安全・安心かつ快適に構成資産を訪れ、見学できるよう、適切な位置にわかりやすい誘導サイン（案内板、道路標識、誘導看板等）を設置する。構成資産周辺については、アクセスの充実や来訪者の情報ニーズに即した案内体系を実現するとともに、域内の構成資産への周遊促進を図るために必要な取組みを行う。

③　解説板等の多言語化

外国人観光客が快適に構成資産に来訪し、その価値を理解できるよう、解説板や解説ガイド等の多言語化を行うとともに、多言語に対応した解説ガイドの養成・充実を図る。

（２）広域に点在する構成資産への来訪促進

来訪者に縄文遺跡群の価値を正しく伝達するため、広域に点在する構成資産へ安心・安全に来訪を促すために必要な取組みを行う。

①　ガイダンス施設等における案内機能の充実

縄文遺跡群に関する情報を容易に入手し、広域に点在する構成資産への来訪を促進できるよう、構成資産への誘導・案内等を行う総合案内機能の設置・充実を図るとともに、縄文遺跡群の構成資産のガイダンス施設相互の連携を強化する。

②　周遊モデルルートの提案

交通手段・来訪目的・滞在時間等に応じて構成資産を見学できるように、周遊マップの作成・活用、周遊モデルルートの提案を行うなど、その周知を図る。

③　統一的なロゴマークの活用

17 の構成資産からなる縄文遺跡群の一体性を示すため、案内板等の誘導サインや解説板、ガイドブック等に統一ロゴマークを使用・活用する。

（３）適切な来訪者管理の実施

世界遺産登録を契機に来訪者が急増することが予想されるため、縄文遺跡群の顕著な普遍的価値の保全を前提としながら、来訪者が安全・安心な環境下で快適に構成資産を見学し、顕著な普遍的価値への理解を深め、保護意識を高めるよう、来訪者管理対策や来訪者に関する調査等を継続的に実施する。

来訪者の増加が予測される場合は、来訪者数の制限等についても検討する。

【世界遺産見学ルート（例）】

（注）赤文字は各エリアの出発点として推奨する資産全体の価値を伝えるガイダンス施設。青文字は集落や祭祀場の構造や内容を視覚的に体感でき、近接するガイダンス施設で出土品等の見学や体験プログラム等が可能な構成資産。このほか、来訪者の目的に応じて構成資産を周遊するためのモデルルートを設定している（包括的保存管理計画「第8章　公開・活用の推進」参照）。

北東北エリアを訪れ、**（仮称）縄文世界遺産センター**（当面は三内丸山遺跡）で縄文遺跡群の顕著な普遍的価値と 17 の構成資産の関係性、世界各地の先史文化や狩猟・採集文化との相違について理解する。

次に、縄文遺跡群のなかで最も発展した時期の大規模集落である**三内丸山遺跡**で集落の全体像をおさえ、**三内丸山遺跡縄文時遊館**で同遺跡の出土品の見学や体験プログラムを通じて、定住の発展期後半の生活について理解を深める。

次に、定住の開始を告げる土器出現期の居住地である**大平山元遺跡**、発展期前半の**田小屋野貝塚**を見学し、定住の開始期から発展期の集落の立地環境や生活のあり方を理解する。

その後、成熟期の共同墓地である**亀ヶ岡石器時代遺跡**、環状列石が検出された**小牧野遺跡**、**大森勝山遺跡**、**伊勢堂岱遺跡**、**大湯環状列石遺跡**、発展期後半の祭祀場を伴う**御所野遺跡**、成熟期の集落遺跡である**是川石器時代遺跡**を見学し、採集・漁労・狩猟社会における精神文化の発達の歴史とその内容について理解する。

次に、定住の開始期前半の**長七谷地貝塚（関連資産）**、発展期後半の**二ツ森貝塚**を見学し、環境変化に適応した人々の生活について理解し、津軽海峡北側の**北海道エリア**へ向かう。

北海道エリアでは、**函館市縄文文化交流センター**を訪れ、北海道内の縄文遺跡群の概要をつかむ。その後、太平洋から噴火湾に面した**垣ノ島遺跡**、**大船遺跡**、祭祀的な活動が行われた貝塚を伴う**北黄金貝塚や入江貝塚**、環状列石が検出された**鷲ノ木遺跡（関連資産）**、共同墓地である**高砂貝塚**、定住の成熟期後半の土手で囲んだ特異な集団墓地がある**キウス周堤墓群**を見学し、立地環境や定住生活のあり方、精神文化の発達の過程について理解を深める。

第６節　地域社会との連携による保存・活用の推進

１　現状と課題

●構成資産が所在する地域では、地域住民を基礎とした民間団体等が組織され、主体的に保存・活用を行っている。

●資産と関わりがある商品の開発やＰＲなど、地域住民等が主体的に資産を地域の文化資源として活用し、その魅力を高める取組みが行われている。

●地域の児童生徒を対象とした出前講座、構成資産のジュニアボランティアなど、子どもが各構成資産の保存・活用に関わる動きも広まっている。

●縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を確実に次世代に継承するため、地域住民、学校、民間団体等が連携・協働しながら、その保存・活用を継続していくことが必要である。

表６　構成資産の保存・活用を担う民間団体

No.	活動対象資産	団体名	設立年
—	北海道・北東北の縄文遺跡群	北の縄文文化回廊づくり推進協議会	2008年
001	大平山元遺跡	大平山元遺跡もりあげ隊	2019年
002 007	垣ノ島遺跡 大船遺跡	一般財団法人道南歴史文化振興財団	2015年
		北の縄文クラブ	1998年
		道南縄文文化推進協議会	2013年
003	北黄金貝塚	オコンシベの会	2001年
004 016	田小屋野貝塚 亀ヶ岡石器時代遺跡	特定非営利活動法人つがる縄文の会	2007年
005	二ツ森貝塚	二ツ森貝塚遺跡保存協力会	1997年
		二ツ森貝塚ボランティアガイドの会	2015年
006	三内丸山遺跡	特定非営利活動法人三内丸山縄文発信の会	1995年
		一般社団法人三内丸山応援隊	1995年
008	御所野遺跡	自然と歴史の会	1996年
		御所野愛護少年団	1999年
		御所野遺跡を支える会	2002年
		御所野遺跡発掘友の会	2004年
		御所野遺跡ガイドサポーターズ	2017年
009 015	入江貝塚 高砂貝塚	アプタフレナイの会	2002年
010	小牧野遺跡	一般社団法人小牧野遺跡保存活用協議会	2015年
011	伊勢堂岱遺跡	伊勢堂岱遺跡ワーキンググループ	1997年
		伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティア	2015年
012	大湯環状列石	大湯ストーンサークル友の会	2019年
013	キウス周堤墓群	千歳市文化財保護協会	1979年
		キウス周堤墓群を守り活かす会	2014年
014	大森勝山遺跡	史跡大森勝山遺跡保存活用推進会議	2013年
		一般社団法人　弘前文化財保存技術協会	2014年
		弘前縄文の会	2014年
017	是川石器時代遺跡	八戸縄文保存協会	1995年
		縄文是川ボランティア	1996年

２　施策の方向性と対応策

（１）地域住民等との連携

縄文遺跡群の顕著な普遍的価値を次世代に継承するため、行政、地域住民、民間団体等が連携・協働しながら、縄文遺跡群の保存・活用を推進する。

①　地域住民・関係団体等との連携・協働

地域住民・関係団体等との連携・協働による資産の活用を図る。また、資産の保存管理を担う地域住民等を主体とした効果的な人材育成（Capacity-building)、保護意識の醸成に努める。

②　地域住民・関係団体等による活動の推進・支援

地域住民、民間団体等が縄文遺跡群の価値に触れ、その保存・活用に積極的に参画する機会を確保するとともに、フォーラムやワークショップ等の遺跡活用団体等が主体的に行う活動を推進・支援する。

（２）学校教育との連携

次世代を担う子どもたちが縄文遺跡群の価値・魅力に触れることができるよう、地域学習の教材等として活用する機会の提供など、学校教育・社会教育と連携した取組みを行い、構成資産の保存・活用に参画する機会をつくる。

（３）構成資産の相互の連携

縄文遺跡群の構成資産を有する関係自治体及び関連団体等との連携を深め、定期的に情報交換等を行う。

写真１　地域住民による植樹
（010 小牧野遺跡）

写真２　地元高校生による遺跡ガイド
（004 田小屋野貝塚）

写真３　地域住民による遺跡ガイド
（006 三内丸山遺跡）

写真４　地元住民による遺跡活用イベント
（011 伊勢堂岱遺跡）

写真５　児童・生徒を対象とした講座
（青森県主催）

写真６　児童・生徒による縄文学習
（008 御所野遺跡）

付表　行動計画事業一覧

重点的に実施　　継続実施

事業項目			事業概要	実施主体		実施時期						
				道県	市町	2019	2020	2021	2022	2023	中期	長期
1　資産の適切な保存管理												
(1)　資産の一体的な保存管理												
	①	資産の包括的保存管理体制の円滑な運用	資産を一体的に保存・活用するため、関係機関が連携した保存活用協議会を開催する。	◎	◎							
	②	資産の保存･活用の中核拠点の整備	資産の包括的な保存管理、調査研究、価値の総合的な情報発信、人材育成等を統括する中核拠点として縄文世界遺産センター（仮称）の設置を検討する。	◎	○							
(2)　構成資産の適切な保存管理												
	①	文化財保護法による資産の法的保護	許可制による現状変更、き損の状況を把握し、良好な状態での維持・保存に努める	○	◎							
	②	遺構･遺物の適切な保存管理	遺構の保存管理及び維持管理（保存施設を含む）、出土品の保存・管理を適切に行う。	○	◎							
	③	公有地化の推進	資産の真実性・完全性の維持・向上を図るため、構成資産の範囲にある民有地の公有地化を推進する。	○	◎							
	④	構成資産の真実性･完全性の維持･向上	資産の顕著な普遍的価値に関わらない現代的工作物（道路、建物等）の移設・撤去、資産の保護に悪影響を及ぼす可能性のある樹木等の伐採・撤去、資産価値への理解を妨げる現代的要素の修景・遮蔽等を進める。	◎	◎							
	⑤	防火･防災対策及び災害対応	防火・防災対策を行うとともに、風水害・地震等の災害発生後には被害状況を速やかに把握し、必要に応じて応急処置等を行う。	◎	◎							
	⑥	遺産影響評価の実施	資産の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼさないよう、史跡等整備事業について遺産影響評価を実施する	◎	◎							
	⑦	各構成資産の保存活用協議会の実施	構成資産を保存活用するため、地域住民等を含めた構成資産毎の保存活用協議会を開催する。	◎	◎							
(3)　能力開発及び保護意識の醸成												
	①	人材育成及び能力開発	国等が行う研修会や講座等を通じて、保存管理を担う人材育成及び能力開発を図る。	◎	◎							
	②	資産に対する保存管理意識の醸成	地域住民等が構成資産の保全活動に関わるなど、資産の保存意識を醸成する。	◎	◎							
2　緩衝地帯の保全												
(1)　開発行為等の制御												
	①	緩衝地帯等における開発行為の適切な誘導	緩衝地帯等における開発行為の適切にコントロールし、資産への負の影響を防止する。	◎	◎							
	①	遺産影響評価の実施	資産への負の影響を未然に防止するため、適切に遺産影響評価を実施する。	◎	◎							
(2)　構成資産周辺の景観保全												
	①	市町の景観計画の策定･充実	景観条例により建築物の高さ、形態意匠等の制限を行い、景観の保全を図る。	－	◎							
	②	景観阻害要素の緩和･除去	資産からみた眺望に影響を与える現代的工作物の撤去等を推進する。	◎	◎							
	③	資産周囲の植生の維持･向上	資産の顕著な普遍的価値を理解するのに適した樹木・植生の維持・向上に努める。	◎	◎							
(3)　緩衝地帯の保護意識の醸成												
	①	周辺環境の保全に関する意識醸成	緩衝地帯等の保全について周知し、資産及び周辺環境の保護意識の醸成を図る。	◎	◎							

付表　行動計画事業一覧

重点的に実施　　継続実施

事業項目		事業概要	実施主体		実施時期						
			道県	市町	2019	2020	2021	2022	2023	中期	長期
3　調査研究の継続											
(1)　資産に関する調査研究											
①	資産に関する調査研究	発掘調査や自然科学分析など、資産及び構成資産に関する調査研究を多角的に実施する。	◎	◎							
(2)　関連文化財の調査研究											
①	関連文化財の調査研究	構成資産に関連する文化財や文献、その他保存・活用に必要な調査研究を行う。	◎	◎							
(3)　来訪者に関する調査											
①	来訪者に関する調査	来訪者による構成資産の保全への影響、来訪者数、来訪者の行動観察や満足度等に関する調査を行い、資産の保存管理に活用する。	◎	◎							
(4)　経過観察の実施											
①	経過観察(モニタリング)の実施	顕著な普遍的価値に与える負の影響について、定期的かつ体系的に経過観察を実施する。	◎	◎							
4　資産の価値の伝達と情報発信											
(1)　資産の顕著な普遍的価値の伝達											
①	縄文遺跡群共通サインの設置	資産の顕著な普遍的価値や各構成資産の資産全体の価値への貢献等について伝達するため、全ての構成資産において共通の説明板を設置する。	◎	◎							
②	整備計画等に基づく計画的な整備の実施	構成資産の価値や特徴、顕著な普遍的価値を考慮した整備を推進する。	○	◎							
③	ガイダンス施設の整備・充実	資産及び構成資産の価値への理解を促進するため、各構成資産のガイダンス施設の整備・充実を図る。	○	◎							
④	発掘調査現場の公開	構成資産で行われる発掘調査現場の現地見学会を行い、資産への価値を正しく伝達する。	○	◎							
⑤	出土品の展示・公開の推進	顕著な普遍的価値を伝達する貴重な情報源である出土品の展示・公開を推進する。	○	◎							
⑥	世界遺産ガイドの養成	資産及び構成資産の価値を正確に来訪者に伝達するガイドを養成する。	◎	◎							
⑦	体験プログラムの充実	資産及び構成資産の価値への理解を深めるため、体験型・参加型のプログラムの充実を図る。	○	◎							
⑧	デジタル技術を活用した遺跡空間表現の充実	デジタル技術の活用を図り、資産が機能した当時の様子について、視覚的に来訪者に情報提供する。	◎	◎							
(2)　資産の顕著な普遍的価値の総合的な情報発信											
①	ホームページ等の充実	ホームページ等を活用し、顕著な普遍的価値を正確に幅広く伝えていく	◎	◎							
②	ガイドブック等の作成・活用	目的や年齢に応じたガイドブックやパンフレット等（日本語・外国語対応）を活用して情報提供を行う。	◎	◎							
③	価値の普及啓発のためのイベントの開催	資産及び構成資産の価値への理解を深めるため、講演会・シンポジウム等の実施する。	◎	◎							

付表　行動計画事業一覧

重点的に実施　　継続実施

事業項目		事業概要	実施主体		実施時期						
			道県	市町	2019	2020	2021	2022	2023	中期	長期
5　来訪者受入態勢の整備・強化											
(1)　来訪者のニーズに応じた受入態勢・受入環境の整備・充実											
①	来訪者の受入環境の整備・強化	ユニバーサルデザインに配慮した便益施設、通信環境の整備等、来訪者の受入環境を整備・強化する。	◎	◎							
②	来訪者動線の整備・充実	国内外の来訪者が安全・安心かつ快適に資産を訪れることができるよう、適切な位置にわかりやすい誘導サインを設置する。	◎	◎							
③	解説板等の多言語化	外国人観光客が快適に資産に来訪し、その価値を理解できるよう、解説板や解説ガイド等の多言語化を行う。	◎	◎							
(2)　広域に点在する構成資産への来訪促進											
①	ガイダンス施設等における案内機能の充実	来訪者の利便性を図り、効率的な受け入れを進め、他の構成資産への誘導を図る案内窓口を開設等、案内機能の充実を図る。	○	◎							
②	周遊モデルルートの提案	交通手段・来訪目的・滞在時間等に応じて資産を見学できるように、周遊マップの作成、モデルルートの設定・提案等を行う。	◎	◎							
③	統一的なロゴマークの活用	統一ロゴマークを活用し、17の構成資産からなる一つの資産であることを示す。	◎	◎							
(3)　適切な来訪者管理の実施											
①	適切な来訪者管理の実施	来訪者管理対策や来訪者に関する調査を継続的に実施し、適切な来訪者管理を行う。	◎	◎							
6　地域社会との連携による保存・活用の推進											
(1)　地域住民等との連携											
①	地域住民・関係団体等との連携・協働	地域住民・関係団体等との連携・協働による資産の活用を図る。	◎	◎							
②	地域住民・関係団体等による活動の推進・支援	資産の保存活用を支える民間団体の設立や団体間のネットワークの組織、地域住民・民間団体等が主体的に行う活動を支援する。	◎	◎							
(2)　学校教育との連携											
①	学校教育との連携	次代を担う子どもたちに資産の価値を浸透するための機会の創出に努めるとともに、学校教育の場等を活用した普及啓発に努める。	◎	◎							